

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2022

課題番号：16K02033

研究課題名（和文）近代日本における「性犯罪」抑止政策と法の批判的検討

研究課題名（英文）A Critical Examination of Deterrence Policies and Laws Concerning "Sex Crimes" in Modern Japan

研究代表者

牧野 雅子（MAKINO, Masako）

龍谷大学・公私立大学の部局等・研究員

研究者番号：70638816

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：日本における性暴力をめぐる法や政策の歴史を、社会的背景や影響を含めて整理した。身近な性暴力であるにもかかわらず、「性犯罪」として扱われることの少ない、いわゆる痴漢行為について、鉄道警察隊の事案取扱状況や相談受理件数等から、被害の状況・変動をデータ化するとともに、被害防止対策の問題点を指摘した。また、痴漢行為がメディアでどのように扱われてきたのか時代を追って整理し、性暴力を許容している社会の問題を指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

性暴力をめぐる法や政策の歴史を、社会的背景や影響を含めて整理したことで、法や被害防止対策の問題点が明らかになり、改善策の議論に貢献できた。身近な性暴力である痴漢被害については、各種データを整理して、被害の状況・変動をまとめたことにより性暴力の実態が把握でき、今後の防止対策に寄与した。また、メディアが性暴力をいかに扱ってきたかを整理したことにより、メディアの性暴力報道の問題点やメディアが果たすべき役割について問題提起できた。

研究成果の概要（英文）：In this study, we examined the history of laws and policies concerning sexual violence, analyzed their social background, and assessed their impact on society. Furthermore, our specific focus was on groping, which is a prevalent form of sexual violence but is often not classified as a "sex crime". We analyzed the number of consultations received by the Railway Police regarding sexual violence and highlighted specific issues that need to be addressed when implementing measures to prevent groping. Moreover, we critically examined how the media reports on groping, revealing the societal problems associated with tolerance towards sexual violence.

研究分野：社会学、ジェンダー研究

キーワード：性犯罪 性暴力 痴漢 犯罪統計 迷惑防止条例 刑法改正 被害者 防犯

## 1. 研究開始当初の背景

性暴力を抑止するために重要な役割を果たすが、法や政策である。しかし、刑法の性犯罪規定は被害の実情に即していないとして、これまで当事者や支援者から批判され続けてきた。また、現在、行われている「性犯罪」抑止政策は、被害に遭わないよう自衛を求める、警察の防犯活動が中心である。こうした対策も、被害者の落ち度を責め、非難されることを危惧した被害者が届け出を躊躇することにより、加害者が放置されて、更なる加害行為に繋がるという悪循環を生むとして批判されてきた。

意に反する性的行為を広く「性暴力」とする定義は一般的になったが、犯罪統計上の「性犯罪」は、捜査機関の分類基準によっており、「性暴力」よりも範囲は狭く、たとえば、身近な性暴力である痴漢は、犯罪統計上は性犯罪には該当しない。したがって、犯罪統計として公表される「性犯罪」に関する件数は、性暴力被害の実情を反映しておらず、このような被害実態が把握されていない状態では、被害防止対策の策定やその効果の測定もできない状態にある。

## 2. 研究の目的

性暴力に対する社会の非難が高まる昨今、性暴力抑止のためにも、被害の実態把握や性暴力をめぐる法や政策の検証が必要である。

性犯罪は、公的統計に計上されない、いわゆる暗数の多い犯罪だと言われる。その理由として、被害当事者が被害申告を躊躇うことが指摘され、被害者に起因する問題であるかのように考えられてきた。だが、身近な性暴力である痴漢行為のほとんどは刑法犯ではなくいわゆる迷惑防止条例違反として扱われているため、犯罪統計上「性犯罪」としては扱われていない上に、検挙件数しか計上されない。これにより、捜査機関に被害申告がなされているものの検挙はされていない痴漢事件の被害が暗数化されてしまい、公表されている数値が実際の被害届出件数よりも少なくなっているのである。痴漢被害の実態が犯罪統計に反映されていないのであれば、効果的な被害防止対策を講じることができない上に、被害防止対策の効果を検証することもできない。性暴力に関する犯罪統計を見直し、被害当事者のリアリティに即して再構築することが必要である。

性暴力は加害者ではなく被害者が非難され裁かれると言われてきた。しかし、加害者がいなければ被害者は生まれない。近年、加害者に着目して犯罪原因を探る研究が注目されているが、この視座は、行為の原因が個人の特性に還元されてしまいがちであることと、再犯防止対策としては有効でも、初犯者の加害行為の防止に結びづづらという問題がある。加えて、被害当事者にとっては、直接の被害事実のみならず、その後の被害者へのバッシングも性暴力という経験の一つであり、性暴力被害者を非難する社会の加害性も問われる必要がある。性暴力を抑止するためにも、加害者を生まない社会の構築が必要であり、そのためには、加害者個人に起因する犯行要因のみならず、加害者を生み、被害者を非難する社会に目を向け、性暴力を容認する社会を問う必要がある。

## 3. 研究の方法

性犯罪として扱われてきた強制性交等(旧強姦)及び強制わいせつに加え、これまで性暴力の研究では議論されることが少なかった身近な性暴力である痴漢行為を取り上げ、条例の成立過程や取締りの状況について、立法記録、取締りに関する資料、統計、雑誌・新聞記事、判例等を用いて検証した。痴漢事件の多くは、各都道府県の迷惑防止条例によって取締りが行われていることから、全国の条例について、その制定や改正の経緯を議事録や警察教養誌等を中心に調査し、データベースを用いて、迷惑防止条例にかかる判例の分析も行った。

被害の把握については、従来の犯罪統計では計上されていなかった未検挙の痴漢被害等を、警察窓口の取り扱いや被害相談受理状況がわかる公文書の開示請求を行い、そこで得られた資料データを元に被害の実態を数値化した。

性暴力抑止のための対策については、警察によって行われている痴漢被害防止キャンペーンや被害防止のための啓発資料を検討した。

性暴力がどのように見なされてきたのかを、主に痴漢について言及した新聞・雑誌の記事を検討し、メディア報道の問題も含めて分析した。

## 4. 研究成果

### (1) 刑法性犯罪規定の改正

2017年、刑法の性犯罪規定が110年ぶりに大幅改正された。主な改正点は、(1)177条の処罰対象行為の拡大、(2)177条の法定刑の引き上げ、(3)監護者の影響力を利用したわいせつ行為や性交等に係る罰則の新設、(4)性犯罪の非親告罪化、(5)集団強姦罪等の廃止である。2017年の改正は、これまで不当に低く扱われてきた性被害を、適切に刑法に位置づけることが目ざされており、児童福祉法違反として対応するしかなかった性虐待や、強制わいせつとしてしか見なされなかった肛門性交や口腔性交を、従来の強姦行為と同等のものとし、性犯罪の法定刑を引き

上げることで被害の実状に見合った処罰が加えられるようにするというものであった。これまでも問題が指摘されてきたにもかかわらず本改正には反映されなかった、構成要件の見直しや性交同意年齢の引き上げといった問題は引き続き議論され、それらの議論を踏まえた改正案が2023年5月衆議院本会議で可決されたところである。

## (2) 迷惑防止条例

いわゆる迷惑防止条例は、1962年、オリンピックを控えた首都東京の街頭から暴力行為を排除するため東京で最初に制定され、それに倣って、大阪、愛知をはじめ、東京以外でも条例が制定された。本条例の制定当初は、痴漢事案に対応するものとしては想定されていなかったが、痴漢事案での運用が定着すると、それに合わせて、条例の改正が行われるようになった。1990年代半ばから、「痴漢」取締りに重点が置かれると、条例違反での検挙数も増加するが、条例のない府県もあったことから、「痴漢」に対する取締りには地域差があったといえる。2002年に栃木県で迷惑防止条例が制定されたことにより、全ての都道府県に本条例が整備された。以前は、被害者は女性に限定されていたが、1999年に鹿児島県で迷惑防止条例が新設される際、被害者の性別を設けなかったことを皮切りに、全国の条例で性別の規定が撤廃された。

## (3) 痴漢被害状況

現在のところ、全国で把握された痴漢被害件数やその変動を知ることのできる公的統計は存在しない。性暴力事件は、被害者が羞恥心から被害申告を躊躇い、暗数が多い事件であると言われることが多いが、痴漢事件は被害相談・届出されたものですら、公的な統計としてまとめられておらず、被害の実状が数値に反映されていない。痴漢についての統計の不在は、痴漢被害に対する公的機関の軽視を表しているといえるが、性暴力事件のみならず、女性が対象となった殺人事件や暴力事件に関しても、公的統計は十分ではなく、諸外国との比較ができない状態にある。

本研究では、公的機関における痴漢被害の把握件数を知るべく、被害相談や事案取扱に関する情報開示請求を行い、それによって得られたデータを数値化した。性犯罪の被害申告数として計上されている認知件数は、当事者が届け出に赴いた数ではなく、対応に当たった警察官が被害届を受理した件数であり、事件として扱われなかった事案は含まれない等、当事者の公的機関への届出件数が反映されたものとは言い難い。そこで、本研究では、痴漢被害の実情を把握するために、鉄道警察隊への性的被害相談受理件数に着目した。相談受理件数は、事件として立件できるかどうかといった判断が相談者の来訪数が反映されたものであり、相談に当たった担当者の判断が入り込む余地はない。

相談受理件数の変動を見ると、夏場の性的被害相談件数の減少が顕著であることがわかった。夏休みに入り、学生の乗客が減少することと、それによって混雑が緩和することが原因だと考えられる。夏場に痴漢被害が減少するという傾向は、性暴力被害者支援対策が警察の重要課題として浮上した1990年代には、全国の被害報告数のまとめから把握されていたことではあった。それにもかかわらず、警察等による性暴力被害防止啓発活動では、薄着の季節は痴漢被害が増えるとするいわゆる強姦神話に基づくものが散見される。被害の実情に即した被害防止対策のためにも、犯罪統計の整備や活用、担当者に対する周知徹底が必要である。

## (4) メディア報道の問題

痴漢をめぐる戦後の雑誌や新聞記事の言説分析からは、痴漢は長らく性被害としては見なされておらず、娯楽の対象として消費されてきたことが分かった。

男性誌では、痴漢の多い路線情報、痴漢常習者による体験談、具体的で詳細な痴漢テクニクの紹介等があり、さながら痴漢のスズメとでも言うべき記事が多く掲載されている。多くの女性が痴漢被害に遭っていることは、男性の知るところであったが、痴漢は性被害であるという認識は見られない。加えて、男性はみな痴漢であるかのような言い方が、当然のように男性によってされていた。時代を追うごとに、そうした傾向はエスカレートしていき、1990年代に入ると、メディアはさながら「痴漢ブーム」とでも言うべき様相を呈していた。それが、2000年に痴漢事件で無罪判決が相次ぎ、痴漢冤罪が社会問題となると、様相は一変し、男性が痴漢冤罪「被害」に遭うことによって、男性が痴漢冤罪被害男性に配慮した結果、女性への性暴力を娯楽として取り上げた記事が激減した。

2000年代に、痴漢被害防止の目的で女性専用車両が運行されると、専用車両を利用する女性乗客を揶揄するものが増え、女性専用車両は男性差別であるという主張も強調された。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 牧野雅子	4. 巻 50 (9)
2. 論文標題 「フェミサイドである」と言うことは何を意味しているのか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 現代思想	6. 最初と最後の頁 59 - 69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 牧野雅子	4. 巻 72 (7)
2. 論文標題 性暴力の根絶をめざして 痴漢とはなにか	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 人権と部落問題	6. 最初と最後の頁 30 - 37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 牧野雅子	4. 巻 780
2. 論文標題 性犯罪「被害」防止対策の問題点	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 We learn	6. 最初と最後の頁 4 - 7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 牧野雅子
2. 発表標題 性犯罪事件報道の変化と課題 新聞記事の分析から
3. 学会等名 日本女性学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 牧野雅子
2. 発表標題 「痴漢」事件の公的数値を読む
3. 学会等名 日本女性学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 牧野雅子
2. 発表標題 いわゆる迷惑防止条例の制定と運用について 痴漢事案を中心に
3. 学会等名 ジェンダー法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 牧野雅子
2. 発表標題 「刑事司法の性暴力認識 『性犯罪』加害者に着目して」
3. 学会等名 関東社会学会第65回大会（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 牧野雅子
2. 発表標題 性暴力研究 の課題と可能性
3. 学会等名 日本女性学会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 牧野雅子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 インパクト出版会	5. 総ページ数 255
3. 書名 増補 刑事司法とジェンダー	

1. 著者名 牧野 雅子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 エトセトラブックス	5. 総ページ数 253
3. 書名 痴漢とはなにか 被害と冤罪をめぐる社会学	

1. 著者名 信田 さよ子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 152
3. 書名 女性の生きづらさ その痛みを語る	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>公開研究会の開催 「性暴力・セクシュアルハラスメントを考えるために 性暴力の顕在化・概念化・犯罪化」 企画立案・運営等、パネル司会・セッションチェア等 2018年8月4日 - 2018年11月17日</p>
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------